

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 30 日

福島県知事  
内堀雅雄 殿

提出者

住 所 福島県会津若松市山鹿町3番27号

氏 名 一般財団法人 竹田健康財団

理事長 竹田 秀

電話番号 0242-27-5511



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	竹田総合病院
事業場の所在地	福島県会津若松市山鹿町3番27号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	中分類・医療業 小分類・病院
② 事業の規模	病床数 837床 (2023年3月31日現在)
③ 従業員数	2,169人【財団全体】 (2023年3月31日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	排出量	196.71 t	0.7 t
	(これまでに実施した取組) 発生量について抑制できるものではない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	排出量	150 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組) 適正処理について教育と啓蒙活動の推進。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1、鋭利物 プラスチック容器 2、固形物 ダンボール容器 3、オムツ類及び混合物 ダンボール容器
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通り。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 計画はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特に行っていない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 計画はない。			

## (第4面)

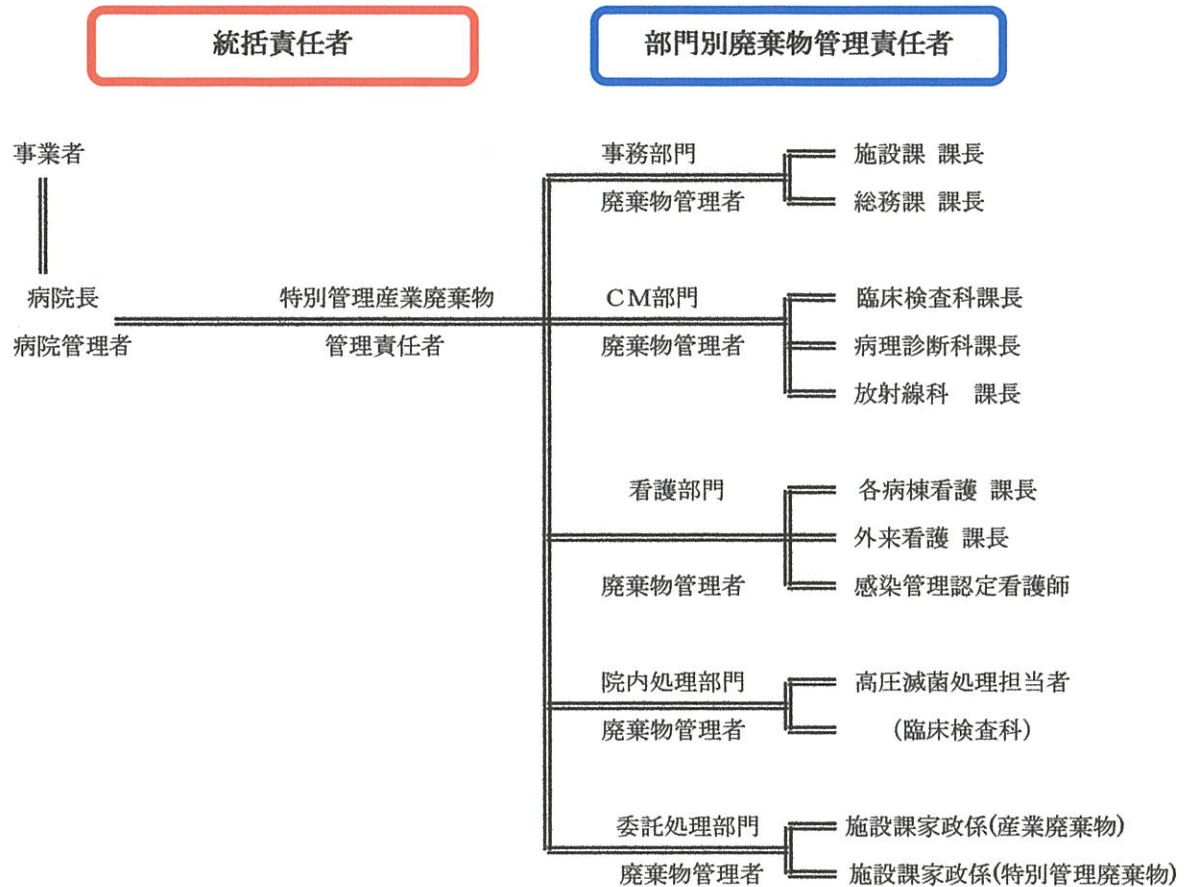
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 計画はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	全処理委託量	196.71 t	0.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	196.71 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	196.71 t	t
(これまでに実施した取組) 全処理【焼却・埋立】を委託した。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	特管廃油
	全 処 理 委 託 量	150 t	0.5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	150 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	150 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の適正処理により減量化を図る。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	197.41 t	
	(今後実施する予定の取組) 2019年1月より電子マニフェストへ移行済み		
※事務処理欄			

竹田綜合病院感染性廃棄物処理工程 別表 1

種類	具体例	梱包 (ハイオハザードマーク入)	院内収集 運搬・保管	院内処理	院外処理 (外部委託)	
					収集運搬	処分
血液等	血液、血清、体液 血液製剤	プラスチック容器 (白 20%、40%)	<b>【収集運搬】</b> 看護スタッフが決められた保管場所まで運搬する。  <b>【保管】</b> 保管場所には、必要な注意を表示する。	【収集運搬業者】 	【処分業者】 	
手術等に伴って発生する病理廃棄物	臓器、組織	プラスチック容器 (白 20%、40%) (赤 34%、1.4%)				
血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス 試験管、シャーレ ガラス屑等	ダンボール容器 (白 40%)	<b>注 意</b> ・感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止 ・許可なくして梱包容器の持ち出し禁止 ・梱包容器は破損しないように慎重に取り扱うこと ・梱包容器の破損等を見つけたら下記に連絡して下さい 施設課 連絡先 3112	【マニフェストシステム(7枚綴り)】 		
その他血液や体液が付着したもの	実験、手術用の手袋 エプロン、手袋等、 紙くず、繊維くず(脂綿・ガーゼ・包帯)等	ダンボール容器 (白 40%)				
病原微生物に関連した実験・検査に用いられたもの	試験管、シャーレ 培地 実験動物の死体等	黄色プラスチック袋 またはダンボール箱 非感染性廃棄物シールを貼る(黄色 45% 70%) ◆ ハザードマークなし	オートクレーブ	【マニフェストシステム(7枚綴り)】 		
汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらの恐れのあるもの	廃プラスチック類等 紙くず、繊維くず(脱脂綿・ガーゼ・包帯)等	ダンボール容器 (白 40%)				
血液等が付着してない容器等(産業廃棄物として処理する)	輸液ボトル、バック 経管栄養セット、バック ポリエンプル容器 プラスチック容器(消毒薬、速乾性擦式手指消毒薬、注射用水等)	プラスチック袋 (黄色 45% 70%) ◆ ハザードマークなし				

廃棄物の管理体制（組織図） 別表 2



○ 職務分担

役 割	氏 名	職 務 内 容
病院管理者 (病院長)	病院長	病院運営全般に関する管理、運営等を行い、病院全体の廃棄物処理計画の策定、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
管理責任者 (特別管理産業廃棄物管理責任者)	感染対策委員長 (医師)	感染性廃棄物の処理等について、専門的な知識を有するもので、病院内の感染性廃棄物の実施細目を作成するなど適正処理の総括的な管理を行う。
連絡調整機関 (廃棄物担当部署責任者)	施設課長	院内処理、委託処理の各部門の廃棄物管理者等が廃棄物適正処理に係る問題について調整する機関。
廃棄物管理者	臨床検査科課長	滅菌処理施設等の操作マニュアルを作成し、廃棄物の発生場所、保管施設等において廃棄物を適正に管理する。
	放射線科課長	廃液、廃アルカリ等の中和処理施設操作マニュアルを作成し、廃棄物を適正に管理する。
	病理診断科課長	保管容器、梱包容器には、内容物に係る表示をする。
廃棄物担当者	施設課家政係	廃棄物が適正に処理されるよう分別、保管状態などを確認する。 処理計画、管理規定と処理内容が相違する場合は、廃棄物管理者へ連絡する